

(別表)

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名

再統合対象者

() () 記入日(年 月 日)

	チェックの視点	チェック項目 (該当欄に○をつける)	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1 交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2 施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3 <input type="checkbox"/> 乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)						
	4 保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5 健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6 対人関係、情緒の安定	<input type="checkbox"/> 乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している <input type="checkbox"/> 乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
	7 <input type="checkbox"/> 乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
保護者	8 引取りの希望	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●)						
	9 虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10 子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11 衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12 精神的安定	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)						
	13 養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14 関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
家庭環境	15 地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
	16 親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17 生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
	18 子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
地域	19 地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20 地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
	評価	A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可 (B、Cの場合、その理由を記入)						

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト 記入上の着眼点

チェックリストの使用にあたって

このチェックリストは、入所措置（里親委託）中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし、取り巻く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的にしています（年齢に応じて使い分ける項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、児童相談所として共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（里親）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうか、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

		チェック項目	記入上の着眼点
経過	1	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	施設の自立支援計画と児童相談所の家庭復帰プログラムにそった取組の実施状況をチェック (例)・面会、外出、外泊において家族が安定してすごせているか ・面会、外泊等の前後、子どもの様子に拒否的な表情、態度がないか ・交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか ・当該家族に対する援助指針等が要保護児童対策地域協議会等で共有されているか ・(乳)一時外泊から戻ったときに体重が激減していないか、衛生が保たれているか
	2	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている	施設(里親)が家庭引取りを進める上で抱えている安心感と不安感をチェック (施設(里親)等との情報交換を綿密に行なう) (例)・施設(里親)が持っている安心の要因は何か ・施設(里親)が危惧している項目に十分な検討を行なったか ・通院している事例については主治医の意見を参考にしているか
子ども	3	乳児非該当 家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)	子どもがどの程度家庭復帰を望んでいるか、保護者との間にずれがないかをチェック (伝聞ではなく児童相談所が面接を行なう) (例)・保護者に言い含められていないか ・家に帰ったらどこで誰と寝るのか等、生活場面の具体的なイメージがあるか ・施設生活から逃避したい思いはないか ・家での生活に対する不安感ほどの程度か
	4	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	保護者に対する恐怖心はないか、医学・心理学面の情報もチェック (例)・保護者を頼り信頼する行動が見られるか ・保護者の言動やしぐさにおびえる事はないか ・家に帰りたいあまりに、保護者に過度に適応していないか ・(乳)養育者に向けた微笑や笑い、発声等が見られるか/外泊後、後追いなど見られるか
	5	成長・発達が順調である	健康面・発達面の状況についてチェック (例)・身長・体重等身体的発達及び健康面の状況はどうか ・知的発達の状況はどうか (障害については親の理解程度によっては再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える) ・虐待されていたことを歪曲せず親との関係の現実として受け止めているか ・(乳)食欲があり、哺乳・離乳食を順調に摂取できているか
	6	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	対人関係や集団適応の状況についてチェック (例)・不安抑うつ、身体的訴え、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどがないか ・過度の攻撃性や依存、対人関係の距離のとり方、その他適応に問題なく、安定しているか ・非行など社会的な逸脱行動がないか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
	6	乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している	施設職員や里親を頼り信頼する行動が見られているかをチェック (例)・施設職員や里親に抱っこされたりかわいがられることを喜び、そうしてほしがるか ・機嫌よくにっこりしたり、発声したりしているか ・不安なとき、困ったとき(転んだ、知らない人が来た等)に、施設職員や里親を頼るか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
7	乳児非該当 虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	危機状況に陥りそうになったとき対処が可能かどうかをチェック (例)・近隣住民に相談したり助けを求めることができるか ・学校の先生に相談したり助けを求めることができるか ・児相や地域の機関に相談したり助けを求めることができるか	

保護者	8	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる)	保護者がどの程度引取りを希望しているか、子どもとのずれ、家族間のずれについてもチェック (例)・保護者の引き取りたい気持ちに、焦りや子どもへの依存的要素はないか ・引取りの希望は家族間で一致しているか ・子どもを含めた生活設計があるか
	9	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる	虐待行為に対する認知の状況をチェック (例)・虐待の事実を認めているか ・虐待行為について正しく理解できているか ・問題解決に取組み、一定の成果が見られるか
	10	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる	子どもの生活全般の保障、子どもへの関わりをチェック (例)・子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答しているか ・子どもの表情や態度から子どもの意図や気持ちを察しようとしているか ・子どものすることに過度の干渉やコントロールをしていないか ・家庭復帰後に起きるさまざまな子どもの反応を予測し、適切に対応することができるか
	11	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	怒りや衝動性についてチェック (例)・怒りや衝動を自覚することができるか ・怒りや衝動を処理する適切な手段・相談相手があるか ・衝動的な行動を緩和させる医療機関への通院や服薬が適切に行なわれているか ・(乳)一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
	12	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)	精神的状況についてチェック (例)・極度の抑うつに支配されていないか ・精神的な問題(依存症等も含む)があった場合は、適切な治療・カウンセリングにより状況が改善しているか(継続して治療を受けているか) ・過度の子育てストレス感に支配されていないか ・(乳)保健所の定期的な訪問等を受け入れる姿勢があるか
	13	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	子どもの養育についての知識があり、それを活用できるかをチェック (例)・子どもへの要求水準が高すぎることはないか ・保護者が具体的な育児スキル・養育知識を習得しているか ・養育についての疑問点や不安を投げかけてこられるか
	14	児相や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる	保護者と相談機関との関係性をチェック (例)・保護者から児童相談所に連絡してくるなど、関係機関と保護者が支援関係を築けているか ・虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出す意志があるか ・施設職員、里親との信頼関係があり必要なとき適切な相談ができるか
家庭環境	15	近隣から必要ときに援助が得られる	近隣、地域との関係をチェック (例)・地域で孤立していたり、対立関係はないか ・困ったときに相談できる相手がいるか ・困ったときに協力してくれる人(個人や団体)がいるか ・必要な支援をしてくれる人が日常的にいるか
	16	親族から必要ときに援助が得られる	親族の状況をチェック (例)・親族と疎遠になっていないか ・親族と対立していないか ・困ったときに相談できたり協力してくれる親族はいるか ・父母の代わりとなるきょうだいや親族の存在はあるか
	17	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	家族で暮らしていく上での定住地があり、経済的な安定が確保されているかをチェック (例)・家族が安定して生活できる居所はあるか ・定期的な収入があり、経済的な安定が確保されているか ・借金・ギャンブル等、金銭問題や金銭管理能力に課題はないか ・食事や洗濯、入浴、清潔な環境を保つなど、健康的な日常生活の基本がなされているか
	18	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	家族関係や子どもの安心感についてチェック (例)・家事や子育てに対して適切な家族の協調関係があるか(DV関係はないか) ・新たな家人が同居していないか、連れ子を含め、新たな人間関係はどうか ・子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか ・日常的に子どもを守る人が家庭内又は近隣にいるか
地域	19	公的機関等による支援体制が確保されている	地域に必要な養育支援サービスがあるかをチェック (例)・家族が日常的に相談できる機関はどこか ・家族を継続的にモニターし、虐待の再発などを速やかに察知する環境があるか ・夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか
	20	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	地域の養育支援サービスが適切に機能するかをチェック ・関係機関がそれぞれの機能と役割を認識し、いざというときに緊急支援できる状況か ・保育所、学校等の子どもが通う機関が適切に対応できるか ・関係機関をコーディネートする機関があるか

(参考資料)

児童虐待ケースにおける保護者への指導・支援の状況

I 調査の方法等

1 調査の目的

本調査は、平成19年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)が改正され、平成20年4月1日に施行されることとされており、同法第11条に、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定が追加され、また、同法第13条において、児童福祉施設の入所措置を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべき規定が設けられたことから、施行のための保護者援助ガイドライン等を作成するために児童虐待ケースの保護者に対する指導・支援の状況を調査したものである。

2 調査の対象

調査対象は、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市が設置する全ての児童相談所を対象とし、平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)に対応した児童虐待ケースの保護者に対する指導・支援の内容を尋ねた。

3 調査の方法

この調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所(こども未来財団:児童関連サービス調査研究等事業 才村研究班)の協力を得て実施した。

(児童関連サービス調査研究等事業 才村研究班)

主任研究者 才村 純(日本子ども家庭総合研究所)

(研究協力者)

奥田 晃久(東京都北児相所長)、金井 剛(横浜市中心児相医師)、
川崎 二三彦(子どもの虹情報研修センター研究部長)、笹井 康治(沼津市役所)、
鈴木 浩之(神奈川県中央児相 虐待対策支援課)、伊達 直利(旭児童ホーム)、
水谷 暢子(浜松乳児院院長)、村岡 薫(鎌倉児童ホーム)

(事務局)・有村 大士、根本 顕(日本子ども家庭総合研究所)

・伊藤嘉余子(埼玉大学)、佐久間てる美(神奈川県相模原児相)、
妹尾洋之(神奈川県厚木児相)

II 調査結果

1 調査票の回収結果

調査票の回収は、全国の196か所の児童相談所の内、159か所の児童相談所から回答が得られ、回収率は、81.1%であった。

2 調査結果の項目

- (1) 平成18年度中に全国の児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号又は同条第2項に基づく措置（里親委託を含む。以下「児童福祉施設入所措置等」という。）をした児童虐待ケースに関して
- (2) 平成18年度中に児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号に基づく里親委託をした児童虐待ケースに関して
- (3) 児童相談所における、保護者指導に関する特別プログラムの実施状況に関して
- (4) 平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除して家庭復帰した児童虐待ケースの概要に関して
- (5) 児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任に関して

3 調査結果の内容

(1) 平成18年度中に全国の児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号又は同条第2項に基づく措置（里親委託を含む。以下「入所措置等」という。）をした児童虐待ケースについて

- 児童虐待を主訴として平成18年度中に児童福祉施設入所措置等を行った人数に関して尋ねたところ、回答のあった159か所の児童相談所において3,992人（ケース）を措置している。
- これら入所措置等を行ったケースに関して、保護者に対する児童相談所の対応を尋ねたところ、
 - ・全てのケースに対して児童福祉法第27条第1項2号に基づく児童福祉司指導等の措置（以下「2号措置」という。）を採っている児童相談所は、2か所（1.3%）、
 - ・一部のケースに対して2号措置を採っている児童相談所は、46か所（28.9%）である。
 - ・一方、2号措置を採っていない児童相談所は、111か所（69.8%）である。

- 2号措置は、保護者の側にも指導を受ける義務を生じさせるものであることから、援助関係が成立しにくい保護者に対して関係を成立させる手だてとなるが、実際に2号措置を採ったケースは3,992ケースの内172ケース(4.3%)である。
- 2号措置を採る場合の基準について尋ねた結果は、(表1)のとおりである。
この結果を見ると、明確な基準はなく、ソーシャルワークの必要性からその都度、個別に判断しているとの回答が39か所と最も多く、次いで児童福祉法第28条により入所措置等をしたケースに対して2号措置を採るとした児童相談所が10か所ある。

(表1) 2号措置を採る場合の基準の類型 (児童相談所数：複数回答)

内 容	か所数
(ア) 児童福祉施設入所措置等を行った全てのケースに適用している	2か所
(イ) 保護者が2号措置に同意し、指導・支援を受ける意欲のあるケースに適用している	5か所
(ウ) 親権者の同意により児童福祉施設入所措置等を行ったが、援助を拒否しているケースに適用している	7か所
(エ) 児童福祉法第28条により児童福祉施設入所措置等を行ったケースに適用している	10か所
(オ) 明確な基準はなく、ソーシャルワーク上の必要性からその都度個別に判断している	39か所
(カ) その他	2か所

- 2号措置を採らない場合の対応について尋ねた結果は、(表2)のとおりである。
この結果を見ると、2号措置ではないが、児童福祉司等による援助を行うと回答した児童相談所が100か所、さらに、全てのケースに援助を行うと回答したものが54か所となっている。その一方で、特別な係わりを行わないと回答した児童相談所が5か所ある。

(表2) 2号措置を採らない場合の手続きと児童相談所数 (複数回答)

内 容	か所数
(ア) 2号措置ではないが、児童福祉施設入所措置等を行った全てのケースに児童福祉司等による援助を行う。	54か所
(イ) 2号措置ではないが、児童福祉司等による援助を行う	100か所
(ウ) 児童福祉施設入所措置等の決定通知に、保護者指導を行うことを条件として明示することで児童福祉司指導と同等の効力を持たせる	5か所
(エ) 特別な係わりは行っていない	5か所
(オ) その他	3か所

- 児童福祉施設入所措置等を行ったケースの保護者への援助の状況に関して尋ねた結果は、(表3) のとおりである。

この結果を見ると、保護者への助言・指導は、児童福祉司等と児童福祉施設等が協力して行っていると回答したケースは、1, 331ケース(37.7%)、定期的及び不定期に児童福祉司等(児童心理司等の他の職種を含む。以下、同じ)による助言・指導を主に行っていると回答したケースは、1, 198ケース(34.0%)となっており、なお一層、児童福祉司と児童福祉施設等が協力して、相互に役割分担をして助言・指導を行うことが期待される。

(表3) 児童福祉施設入所措置等を行ったケースの保護者への援助の状況

項目	件数	割合
1. 定期的に児童福祉司等による助言・指導を主に行っている。	454	12.9%
2. 不定期に児童福祉司等による助言・指導を主に行っている。	744	21.1%
3. 保護者への助言・指導は、児童福祉施設等に任せ、必要に応じて児童福祉司等による助言・指導を行っている。	561	15.9%
4. 保護者への助言・指導は、児童福祉施設等に任せている。	141	4%
5. 保護者への助言・指導は、児童福祉司等と児童福祉施設等が協力して行っている。	1,331	37.7%
6. その他	298	8.4%

- 平成18年度中に施設入所措置等を行ったケースで、保護者と児童福祉司等が面接・面談する頻度を尋ねた結果は、(表4) のとおりである。

この結果を見ると、調査対象としたケースの全てが入所1年未満であるにも関わらず「会っていない」「1年に1回程度」と回答したケースが592ケース(19.7%)あり、6か月に1回程度(399ケース(13.3%))を含めると18年度入所ケースの33%になる。

その一方で、1か月に1回から2回の面接・面談を実施しているケースが795ケース(26.4%)あることは、入所時点又は入所して間もなくから指導に応じるケースと指導を拒むケースに二分されていることが分かる。

(表4) 施設入所措置等ケースに関する保護者と児童福祉司等の面接・面談頻度

	件数	割合
1. 1か月に2回程度	202	6.7%
2. 1か月に1回程度	593	19.7%
3. 2か月に1回程度	438	14.6%
4. 3か月に1回程度	525	17.4%
5. 4か月に1回程度	195	6.5%
6. 5か月に1回程度	66	2.2%
7. 6か月に1回程度	399	13.3%
8. 1年に1回程度	288	9.6%
9. 会っていない	304	10.1%
計	3,010	

(2) 平成18年度中に児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号に基づく里親委託をした児童虐待ケース

○ 平成18年度中に児童福祉施設入所措置から里親委託に変更したケースに関して尋ねた結果は、(表5の1)及び(表5の2)のとおりである。

この結果を見ると、実際に措置をしたケースがあると回答した児童相談所は、39か所で、56ケースが報告された。

これらのケースは、(表5の1)にあるように、入所措置年齢0歳が25ケース(44.6%)、措置変更年齢は3歳未満が25ケース、入所期間では2年未満が30ケース(53.6%)となっている。

(表5の1) 里親に措置変更したケースの年齢別・入所措置件数・措置変更件数

年齢	入所措置件数	措置変更件数
0	25	9
1	7	3
2	5	13
3	4	5
4	0	5
5	3	1
6	0	4
7	0	2
8	0	1
9	1	2
10	0	0
11	0	1
12	1	0
13	3	0
14	4	2
15	3	5
16	0	1
17	0	2

(表5の2) 里親に措置変更したケースの入所期間別件数

入所期間	入所期間件数
0	14
1	16
2	12
3	6
4	2
5	2
6	1
7	1
8	0
9	0
10	0
11	1
12	0
13	0
14	0
15	0
16	1
17	0

- 措置変更をした理由について尋ねた結果は、(表6) のとおりである。
 この結果を見ると、里親委託による愛着形成が必要となったためとするものが、25ケースと最も多く、次いで保護者の希望によるものが19ケースとなっている。

(表6) 里親に措置変更した理由 (複数回答あり)

理 由	ケース数
1. 子どもの希望	2
2. 保護者の希望	19
3. 里親委託による愛着形成が必要となったため	25
4. 児童福祉施設での生活に不応状態になったため	3
5. その他	10

- 措置変更をした時点での保護者と児童相談所の関係について尋ねた結果は、(表7) のとおりである。

この結果を見ると、児童相談所の援助を受け、面会等を行い良好な関係にあると回答したケースは12ケースあり、良好な関係にあっても家庭復帰とは別の措置を採らざる得ないケースが有ることを表している。

また、児童相談所の援助を受けているが、面会等の行動化に至っていないとするケースが21ケース、この他に様々なトラブルが生じているケースが10ケースあるなど、子どもの最善の利益を優先したパーマネンシーを実現する取組が行われている。

(表7) 保護者と児童相談所の関係

	ケース数
1. 児童相談所の援助を受け、面会等を行い良好な関係	12
2. 児童相談所の援助を受けているが、面会等の行動化に至っていない。	21
3. 児童相談所の援助を受けているが、児童相談所とトラブルがある。	3
4. 児童相談所の援助を拒否しているが、目立ったトラブルはない。	6
5. 児童相談所の援助を拒否し、トラブルがある。	1
6. その他	12

(3) 児童相談所における、保護者指導に関する特別プログラムの実施状況

- 児童相談所が保護者指導に関する特別プログラムを設けて援助を行っているかどうかについて尋ねた結果は、回答のあった159か所の児童相談所の内53か所(33%)が、特別なプログラムを持って援助をしていることが分かった。
 なお、その特別なプログラムは(表8)に示すとおりである。

(表8) 児童相談所が実施する特別な援助プログラム(複数回答有り)

	か所
1. MCG	5
2. CSP (コモンセンス・アレンティング)	17
3. My Tree	1
4. ペアレントトレーニング(精研方式)	14
5. その他	34

- 特別プログラムを実施する場合は、保護者と児童相談所の間で援助関係が成立していることが必要であるとされているが、(表9)に示した特別プログラムの受講対象者を見るとその結果が明らかである。

(表9) 特別プログラムの受講対象者

	ケース数
1. 児童福祉施設入所措置等中の児童の保護者で、指導を受ける意志がある者	45
2. 在宅指導中の保護者で、指導を受ける意志がある者	47
3. 児童福祉法第28条により児童福祉施設入所措置等を行ったケースで、指導を受ける意志がある者	24
4. その他	14

- 特別プログラムの開催頻度は、(表10)のとおり、2週間に1回の開催が最も多く、次いで1月に1回の開催となっている。

(表10) 特別プログラムの開催頻度

	ケース数
1週間に1回	7
2週間に1回	30
3週間に1回	6
1月に1回	25
その他	11

- 特別プログラムによる保護者指導を外部の専門機関に委託している児童相談所は、4か所、委託先の専門機関は児童福祉施設が3か所、虐待防止機関1か所、その他が3か所となっている。

具体的な実施プログラムは（表11）のとおりである。

（表11）特別プログラムの名称と実施か所

	か所
1. MCG	1
2. CSP（コモンセンス・アレンティング）	1
3. My Tree	1
4. ペアレントトレーニング（精研方式）	1
5. その他	1

（4）平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除して家庭復帰した児童虐待ケースの状況

- 全国の児童相談所が措置した虐待ケースであって、平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除したケースについて尋ねた結果は、（表12）にあるように、家庭復帰したケースが107ケースあり、入所措置解除時の年齢は0歳から18歳の全ての年齢で行われている。

（表12）入所措置等解除時の年齢と人数

年齢	入所措置等 解除人数
0	3
1	11
2	8
3	4
4	2
5	8
6	8
7	5
8	2
9	7
10	4

年齢	入所措置等 解除人数
11	6
12	7
13	5
14	5
15	11
16	5
17	4
18	2
計	107

- 措置解除したケースの入所期間について尋ねた結果は、(表13の1)、(表13の2)及び(表13の3)である。

この結果を見ると入所期間6か月未満で解除したのが39ケース(36.5%)、6か月以上12か月未満で解除したのが17ケース(15.9%)、さらに、12か月以上18か月未満が13ケース(12.2%)、18か月以上24か月未満が9ケース(8.4%)となっており、入所後24か月未満で解除したケースは78ケース(72.9%)となる。

(表13の1) 入所措置等解除までの施設等の入所期間

入所期間 (月)	人 数
0か月以上～12か月未満	56
12か月以上～24か月未満	22
24か月以上～36か月未満	6
36か月以上～48か月未満	6
48か月以上～60か月未満	3
60か月以上～72か月未満	5
72か月以上～84か月未満	6
84か月以上～96か月未満	0
96か月以上～108か月未満	1
108か月以上～120か月未満	2
計	107

(表13の2) 入所措置等解除までの施設等の在所期間0月以上～12月未満の内訳

入所期間 (月)	人 数
0	1
1	13
2	4
3	10
4	7
5	4
6	2
7	5
8	0
9	1
10	3
11	6
計	56

(表13の3) 入所措置等解除までの施設等の在所期間12月以上～24月未満の内訳

入所期間 (月)	人 数
12か月	3
13か月	3
14か月	1
15か月	0
16か月	2
17か月	4
18か月	2
19か月	1
20か月	1
21か月	2
22か月	0
23か月	3
計	22

- さらに、措置解除の理由について尋ねた結果は、(表14)に示すとおりである。
 この結果を見ると、「親が強く引き取りを要求したため」と「子どもが強く家庭復帰を要望したため」が各々39ケース、「親子関係が改善したため」が33ケース、「地域での適切なサービス体制が整ったため」が24ケースとなっており、児童相談所のソーシャルワークによってもたらされた援助結果につながる項目への回答が少なかった。

(表14) 施設入所措置の解除理由 (複数回答あり)

	件数
1. 親子関係が改善したため	33
2. 復帰する家庭に虐待者が不在となったため	24
3. 地域での適切なサービス体制が整ったため	24
4. 子どもが強く家庭復帰を要望したため	39
5. 子どもが施設等に不適應のため	19
6. 親が強く引取りを要求したため	39
7. 引き取り先が入所時点とは別の保護者であるため	10
8. 子どもが成長して、虐待のリスクが低減したため	17
9. その他	21

- 措置解除をしたケースに対する保護者への援助について尋ねた結果は、(表15)のとおりである。

この結果を見ると、107ケースの内83ケースに対して保護者への援助が行われ、その内容は、児童福祉司等による面接指導・カウンセリングが中心に、親子再統合の取組が併行して行われている。

その一方で、22ケースに関しては、保護者に対する援助は実施されておらず、その理由に、「保護者が拒否をした」4ケース、「人員不足等により保護者援助まで手が回らないため」4ケース、「具体的な援助技法が未整備のため」1ケースとなっている。

(表15) 施設入所措置を解除したケースの保護者援助 (複数回答有り)

	か所数
ペアレントトレーニング (精研方式)	2
家族再接触プログラム	12
親子宿泊体験	3
生活問題解決のためのソーシャルワーク	36
児童福祉司等による定期的な面接指導・カウンセリング	13
児童福祉司等による不定期的な面接指導・カウンセリング	63

(5) 児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任について

- 児童虐待防止法が制定された平成12年11月から平成19年8月までに、児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任について尋ねた結果、未成年後見人の請求は、15件あり、係属中の1件を除いて14件が承認された。

承認された14件のうちの後見人は、弁護士が7件、児童相談所長が2件、その他が5件となっている。